

道の駅「みそぎの郷きこない」施設使用規定

(目的)

第1条 この規定は、道の駅「みそぎの郷きこない」(以下「道の駅」という。)内の施設使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の位置)

第2条 道の駅の位置は、次のとおりとする。

- ・ 北海道上磯郡木古内町字本町338番地14

(使用施設)

第3条 道の駅で使用できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 交流広場
- (2) 多目的ルーム

(施設の休館日及び使用時間)

第4条 施設の休館日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、臨時で休館または、時間を変更することもある。

- ・ 休館日 12月31日から翌年1月2日まで
- ・ 使用時間 9時から18時まで

(施設の使用許可)

第5条 前条の規定により施設を使用する者は、あらかじめ道の駅の指定管理を受託した一般社団法人木古内公益振興社(以下「指定管理者」という。)に使用申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設の使用を許可したときは、使用許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

3 前項の規定により使用の許可を受けた者が使用許可の変更又は使用時間の超過その他の理由により納付した使用料に不足が生じたときは、その不足額を精算し、納付しなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の免除)

第7条 前条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町が主催又は共催する場合。
- (2) 指定管理者が主催又は共催する場合。
- (3) 町内の団体や町民が非営利目的のため使用する場合。
- (4) 広域連携している 8 町の団体が非営利目的のため使用する場合。
- (5) その他指定管理者が公益上免除することが適当と認めた場合。

2 前項の規定による免除を受けようとするときは、申請書にその旨を記載し、指定管理者に承認を受けなければならない。

(使用の制限等)

第 8 条 指定管理者は、使用に当たって次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、道の駅の使用を制限し、又は使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 入場者等に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設及び設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他道の駅の管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、道の駅の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、許可した事項を変更し、又は使用許可の取消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの使用規定に違反したとき。
- (3) 使用者が許可を受けた内容に偽りがあったとき。
- (4) その他道の駅の管理運営上支障があるとき。

2 前項の規定により使用許可の取消し等を行なった場合において、使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその賠償の責任を負わない。

(使用料の還付)

第 10 条 指定管理者は、既に納付された使用料は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 11 条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(原状回復)

第 12 条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用の許可を取消されたときは、直ちに使用場所を現状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用によって施設及び設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月13日から施行する。

別表（第6条関係）

施設名	金額	備考
交流広場	400円	1時間当たり
多目的ルーム	300円	1時間当たり

- 1 収益を目的とする使用の場合は、2.5倍とする。
- 2 準備及び原状回復の時間も利用時間に含むものとする。
- 3 この金額は消費税込みとする。
- 4 今後の消費税率や経済情勢の推移等に応じて、金額を見直すものとする。

道の駅「みそぎの郷きこない」使用申請書

年 月 日

一般社団法人木古内公益振興社 様

(申請者)

郵便番号 〒

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

使用目的・内容			
使用施設名	交流広場 ・ 多目的ルーム		
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分 から 年 月 日 (曜日) 時 分 まで		
人 数	名	施設使用料	円
使用料免除申請	有 ・ 無	使用料 免除申請理由	
摘 要			

道の駅「みそぎの郷きこない」使用許可書

年 月 日

様

一般社団法人木古内公益振興社 印

年 月 日付けで申請のあった施設使用について、次のとおり許可します。

使用目的・内容			
使用施設名	交流広場 ・ 多目的ルーム		
使用期間	年 月 日（曜日）	時 分 から	
	年 月 日（曜日）	時 分 まで	
人 数	名	施設使用料	円
使用料免除	有 ・ 無		
摘 要			